### 9. 社団法人 札幌青年会議所ブルーアース基金規定

## 第 1 章 総 則

#### 第1条(名 称)

社団法人札幌青年会議所は、次条の目的達成の為ブルーアース基金(以下「基金」という。)を設定する。

#### 第2条(目的およびび事業)

この基金は、ブルーアース宣言に基づき、札幌市民の生活・文化の向上に寄与するまちづくり並びに人づくりを目的として活動している他団体への金銭給付をとおして、その活動を支援することを目的とする。

#### 第3条(財産)

この基金の当初財産は金12,840,744円である。

#### 第4条(運用)

本基金の財産の運用は信託業法による信託銀行または銀行業法による銀行への預け入れによるものとし、他のいかなる運用方法にもよらないものとする。

### 第 2 章 運営委員会

#### 第5条(運営委員会)

この基金の目的達成を円滑ならしめるため、ブルーアース基金を運営する委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

#### 第6条(任務)

- 1 運営委員会は、第2条に定める本基金の目的を達成するため、給付対象者の選考および 給付額の決定に関する事務手続きを行う。
- 2 前項に規定するもののほか、運営委員会は理事会の諮問に応じ、この基金の事業実施につき必要と認める事項について報告する。

# 第 3 章 審査委員会

#### 第7条(審査委員会)

この基金の目的達成を円滑ならしめるため、ブルーアース基金審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

#### 第8条(委員長)

1 審査委員会の委員長(以下「審査委員長」という)は、理事長とする。

2 審査委員長は、次条に定める審査委員の中から副委員長を任命し、自己の職務の一部を代理させることができる。

#### 第9条(審査委員)

- 1 審査委員は、この基金事業に関しその目的を良く理解する者 5 人以上を理事長が指名し、 理事会がこれを承認する。
- 2 審査委員の任期は1年とする。ただしその再任を妨げない。
- 3 審査委員が死亡、辞任または解任されたときは、理事長は理事会の承認を得てこれを補 充しなければならない。
- 4 審査委員は無報酬とする。

#### 第10条(構成・開催回数および議決方法)

- 1 審査委員会は、審査委員長および審査委員をもって構成する
- 2 審査委員長は、原則として年2回以上、審査委員会を召集するものとする。
- 3 審査委員会の成立は、構成員の過半数の出席によるものとする。
- 4 審査委員会の決定は、出席した審査委員の過半数の賛成により行う。ただし、可否同数 の場合は審査委員長が決定する。

#### 第11条(審査委員任務)

- 1 審査委員会は、第2条に定める目的を達成するため、給付対象者の選考と給付額の審査 を行い、審査結果を運営委員会に報告する。
- 2 前項に規定するもののほか、審査委員会は運営委員会に対し、この基金の事業実施につき必要と認める事項について報告・助言する。
- 3 審査委員は、善良なる管理者の注意をもって職務を執行する。

#### 第12条 (審査委員の解任)

審査委員としてふさわしくない行為があったとき、または心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められる時は、理事会において3分の2以上の議決に基づきその審査委員を解任することができる。

# 第 4 章 事業の執行

#### 第13条(事業年度)

この基金の事業年度は、毎年1月1日から12月31日迄とする。

#### 第14条(事業執行の方法)

- 1 運営委員会は、審査委員会の審査の結果に基づき、理事会に対し給付対象者および給付金額を議案として提出する。
- 2 運営委員会は、総会の承認に基づき金銭の給付を行う。

### 第15条(給付限度額)

毎事業年度の給付総額は、100万円を限度額とする。

#### 第16条(一般会計及び特別会計からの繰り入れ)

第2条の目的達成のため、社団法人札幌青年会議所総会の承認に基づき、当該年度の特別負担金の全部または一部を基金収入として受け入れることができる。

#### 第17条(寄付金)

本基金の目的達成に必要ある場合は、広く一般から適当な方法により寄付金を受けることができる。

#### 第18条(授 与 式)

社団法人札幌青年会議所は、金銭の給付を行うに当たり、授与式を開催する。

### 第 5 章 財産の管理

#### 第19条(管理運用)

- 1 本基金の会計は毎事業年度ごとに基金会計をもって処理する。
- 2 第3条により預け入れた本基金の管理運用は、社団法人札幌青年会議所専務理事(以下「専務理事」という。)がこれを行う。
- 3 専務理事は前項による管理運用について毎事業年度終了後理事会に報告しなければな らない。

#### 第20条(費用)

本基金の事業執行に要する費用は、本基金より支弁されない。

#### 第21条(予算及び決算)

ブルーアース基金の目的を達成するため、理事長は、予算および決算を作成し、他の基金と同様の手続きにより総会の承認を得なければならない。

# 第 6 章 基金の終了

#### 第22条(基金の終了)

本基金は、第2条の目的の達成もしくは達成不可能となったときに、総会の承認を得て 終了する。

#### 第23条 (残余財産の処分)

総会は、本基金終了の際、残余財産がある場合は、その決議をもって本基金を類似の目的を有する公益信託または公益法人に寄附するものとする。

# 第 7 章 雑 則

#### 第24条(条項の改正)

本基金の改正は、運営委員会が理事会に議案を提出したうえ、総会の承認をもって行う

ものとする。

## 附 則

本規定は平成18年1月1日より施行する。

平成 6年11月25日一部改正 平成 9年 8月26日一部改正

平成15年 1月30日一部改正

平成17年11月29日一部改正

## ブルーアース宣言

- 私たちは札幌を愛するように地球を愛する地球市民として行動を始めます。
- 私たちは異なった風土・歴史・文化を認め、共生できるグローバルな都市を創造します。
- 私たちはパーソナリズムが尊重され民意が反映される都市づくりをめざします。
- 私たちは真の豊かさを実感できる生活文化の高い都市づくりをめざします。

私 達 は
そんな『地球都市(ブルーアースシティ)・札幌(サッポロ)」の
創造を目指し、
自らが都市の方向付けを促す
ビジョンを持って、
マスタープランづくりの一員となり
市民と共に実践運動を
行っていくことを ここに

宣言します。